

沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年6月11日

沼津市長 栗原裕康

沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣防護柵等を新設する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 農作物に被害を与える野生のシカ、イノシシその他の動物をいう。
- (2) 有害鳥獣防護柵等 有害鳥獣による農作物被害を防護するために設置される電気柵、防護ネット類等のうち、繰り返しの使用に耐えられるものをいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる各号の全部に該当する者とする。

- (1) 沼津市内に住所を有する者
- (2) 沼津市農地基本台帳に登載されている者
- (3) 農地を10アール以上耕作している者
- (4) 対象年度に有害鳥獣防護柵等を新設する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、有害鳥獣防護柵等の設置に係る原材料費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請は、1世帯当たり、1年度につき1回を限度とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 前条の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業変更等承認申請書（第3号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助金の交付決定を受けた沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業（以下この条及び第9条において「補助事業」という。）の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条第1号の規定による申請が適当であると認めたときは、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業変更等承認通知書（第4号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業実績報告書（第5号様式）に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた被交付決定者は、速やかに沼津市有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し)

第12条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。